

事 務 連 絡
平成 18 年 12 月 1 日

各所属長
各学校長 様

教育政策課長

旅費制度についての整理事項

先日、「出張者自らが宿泊施設を手配できる旅行の範囲の拡大」について通知（18 高教政第 337 号：平成 18 年 9 月 29 日付け教育長通知）を出したところですが、教育委員会として、各学校から要望が多かった件について旅費事務センター及び関係各課と協議し、下記の通り取り扱うこととしましたので、職員への周知と適正な事務処理にご留意いただけますよう、よろしくお願いします。

1. この事務連絡により、出張者自らが宿泊施設を手配できる旅行として整理されるもの

「用務が全国規模の大会参加（生徒引率を含む。）であり、大会主催者もしくは参加申し込みのとりまとめを行っている業者等が宿泊所の斡旋を行っている場合」

全国規模の大会とは、各都道府県が一斉に集う大会のことをいい、中四国・四国規模の大会についても、参加県（参加者数）が多数であり、大会場所近辺での自己手配が事実上困難であると予想されることから、対象とする。

県・市町村規模での大会については基本的には対象外とするが、内容、参加者数、大会場所近辺の宿泊事情等から対象となる場合も考えられるものについては、その都度、教育政策課に協議するものとする。

2. 趣旨

学校現場においては、全国規模の大会への参加用務が多く、そのほとんどが、大会主催者等へ参加申し込みをすると同時に宿泊所の手配も頼む方式になっているもので、その実態に応じた扱いとなるよう運用により、宿泊所を自己手配できる条件を拡大したもの。

3. 上記1.により、対象になると判断された旅行についての取り扱い

- (1) 基本は、他の宿泊所同様、旅費事務センターを通して予約する。
- (2) 旅費事務センターにおいて、大会要項等を確認したうえで、登録業者による手配よりも、大会主催者もしくは大会申し込みのとりまとめを行っている業者等（以下大会主催者等という）が斡旋する宿泊所を自己手配した場合の方が、合理的かつ経済的であると判断された場合は、旅行者本人による手配が可能となる。
ただし、斡旋の方法が、大会主催者等のとりまとめが絶対条件ではなく、大会主催者等を通さなくても斡旋された宿泊所（もしくは合理的かつ経済的な近隣の宿泊所）が旅費事務センターで手配可能な場合は、旅行者の希望を聞いたうえで、旅費事務センターが手配を行う。
- (3) 上記により自己手配可能と判断された宿泊所については、それが大会主催者等の斡旋によるものであることから、制度でいう「指定宿泊所」ではなく、「旅費事務センターが手配できない場合」（通知（18 高教政第 337 号：平成 18 年 9 月 29 日付け教育長通知）1（1））の扱いとなる。
- (4) 旅費についても、上限額を超えた実費が支給される「指定宿泊所」とは違い、定額を上限とする実費額が支給されることになる。

4. 旅行命令（依頼）簿作成の具体的な方法

- (1) 旅行者（又は代理入力者：以下「旅行者等」という。）は、旅行命令（依頼）簿を通常どおり作成する。
その時、「任意項目」の「要決裁項目欄」の「宿泊施設の手配不要」を選ぶのではなく、「決裁不要項目」の「(チケット・) 宿泊施設の手配に関する希望有り」欄に、旅費事務センターへの伝達項目として、全国規模の大会である旨と斡旋された宿泊所の中で希望する宿泊所名を記入する。
- (2) 旅費事務センターにおいて、「○○大会」という用務名を確認すると、自己手配可能な宿泊所の対象になるかどうかを判断するために、大会要項等を FAX で送付してもらうよう旅行者等へ電話連絡を行う。
- (3) 旅費事務センターにおいて、送付されてきた大会要項等を見て、大会の規模、斡旋方法、斡旋されている宿泊所の情報等を確認し、場合によっては旅行者本人からの確認も取ったうえで、自己手配した場

合の方が合理的かつ経済的であると判断された場合は、旅行者等に電話をし、自己手配可能である旨を伝える。

- (4) 旅行者等においては、旅費事務センターからの回答を待って、大会主催者等への申し込みを行う。
- (5) (3)で、旅費事務センターで手配可能となった場合は、できるだけ旅行者の希望を取り入れた宿泊所を手配し、その旨を旅行者に連絡する。

ただし、たとえ定額を上限とした旅費しか支給されないとはいえ、経済的かつ合理的な旅程作成を基本とすることから、斡旋された宿泊所の中で他に、明らかに定額よりも安価な宿泊所がある場合は、希望以外の宿泊所が手配される場合がある。

また、旅費事務センターの手配では、他の旅行同様、登録旅行業者が手配可能な宿泊所が優先されるため、希望通りの宿泊所が手配できない場合もある。

5. その他の注意事項

- (1) あくまで条例・規則通知等で定められているものが基本であるので、上記3.(1)による基本を守ること。

今までに寄せられた質問の中で、「旅行者本人が大会参加の申し込みをすると同時に既に宿泊所も申し込みをしまっている」というものがあり、その取り扱いに苦慮するところである。生徒引率旅行でもなく、指定宿泊施設でもない判断されると、現行の制度では、自己都合による自己手配と判断され、諸事情を勘案したとしても宿泊料等が支給されなくなる。過去に質問があった中には、自己手配した宿泊所をキャンセルさせたうえで、旅費事務センターにより手配をなおした事例もある。くれぐれも自己判断での自己手配とならないように（結果的に自己手配可能と判断されるものであっても）留意すること。

制度の理解不足が原因であると思われるが、業務的にも金銭的にも（キャンセル料が発生した場合等も）旅行者本人の負担となってしまうので、職員への周知を徹底すること。

- (2) 自己手配する場合においても、県費からの支出であることを念頭に、合理的かつ経済的である宿泊所を選ぶこと。
- (3) 用務の内容が重要な判断材料となるので、用務名は省略したりせず、正確なものを旅行命令（依頼）簿へ入力すること。

(4) 旅費事務センターにおいて自己手配可能かどうかを判断し、旅行者等へ回答するまでに時間と手間を要することから、旅行日までに余裕を持って旅行命令（依頼）簿を作成すること。

高知県高知市丸ノ内1丁目7-52
高知県教育委員会事務局
教育政策課

[illegible]